

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第161期（2019年4月1日～2020年3月31日）

- 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
 - ② 連結株主資本等変動計算書
 - ③ 連結計算書類の連結注記表
 - ④ 株主資本等変動計算書
 - ⑤ 計算書類の個別注記表

株式会社 巴川製紙所

法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.tomoegawa.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであります。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

<内部統制基本方針の内容>

当社では、内部統制基本方針を定め、その体制構築を進めております。内部統制基本方針の内容は、次のとおりです。

当社は、創業精神の「誠実」「社会貢献」「開拓者精神」を旨とする企業倫理に従って、TOMOEGAWAグループの企業活動を進めていくと共に、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を以下の通り定める。当社は、社会環境の変化及び当社の事業・体制等の変更に応じ、この基本方針を見直し、内部統制システムを整備・維持するよう努める。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 組織

- ・当社の取締役会の意思決定の妥当性及び透明性を高めるため、当社は社外取締役を招聘する。
- ・当社の代表取締役社長は、法令・定款及び社内規程に従って業務を遂行し、原則として毎月開催される当社の取締役会において業務執行状況を報告する。
- ・当社の監査等委員会室は、TOMOEGAWAグループ全体及びグループ各社の経営に重大な影響を与えるリスク管理、コンプライアンス、財務報告に係る内部統制事項、その他の内部統制事項に関する施策の妥当性を調査し、調査結果を当社の監査等委員会と代表取締役社長に報告する。
- ・コンプライアンスの実施責任者として、当社は経営戦略本部長を任命する。同本部長の指揮の下、当社のコンプライアンスグループがTOMOEGAWAグループ全体のコンプライアンスへの取組みを促進する。

(2) 施策

- ・当社の代表取締役社長は、TOMOEGAWAグループの企業活動を進めていく上で、内部統制システムの整備が必要不可欠であると認識している。

- ・TOMOEGAWAグループのすべての役員並びにパート及び派遣社員を含む従業員は、業務を遂行するに当たり、TOMOEGAWAグループ行動規範及びグループ各社のコンプライアンス行動指針（日本国内においては当社の定めるTOMOEGAWAグループコンプライアンス行動指針を基本とし、国内外を問わず、グループ各社がその適用法令、事業内容、社内規程の整備状況等に応じて別に定める場合には、当社の承認を受けた行動指針をいう）から成るTOMOEGAWAグループ企業倫理に従うものとし、誓約書をグループ各社の代表者に提出して企業倫理の順守を誓約する。
- ・当社の経営戦略本部長の指揮の下、コンプライアンスのカテゴリーごとの責任部署の責任により、当社の役員及び従業員に対するコンプライアンス教育、TOMOEGAWAグループ各社のコンプライアンス活動の指導、TOMOEGAWAグループのコンプライアンス違反への対策等を実施する。
- ・内部通報システムの運用によりTOMOEGAWAグループのコンプライアンス問題の早期把握と解決を図る。内部通報システムは当社に限らず、TOMOEGAWAグループに所属する全社の従業員が利用できる。内部通報システムの通報先及び相談先として、当社の経営戦略本部長に加え、当社の監査等委員である取締役及び外部弁護士を指定する。当社は、この内部通報システムに加え、当社の代表取締役社長他への匿名メールシステムあるいはメッセージボックスも設置している。
- ・TOMOEGAWAグループは、市民生活に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切関係を持たず、これらに対し毅然とした態度で対応する。

(3) 監査

- ・当社の監査等委員会は、法令に基づく権限を行使し、当社の監査等委員会室及び当社の会計監査人と連携して当社の取締役の職務執行の適法性及び妥当性を監査する。
 - ・当社の監査等委員会室が内部統制の活動状況を調査し、その結果を当社の代表取締役社長及び当社の監査等委員会に報告する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・当社の文書管理規程等に基づき、決裁書、議事録、重要な契約書等当社の取締役の職務の執行に関わる文書（電磁的記録を含む）を適切に保存し、管理する。
 - ・当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）及び執行役員は、必要なときはいつでも上記の文書を閲覧できる。

- ・ 当社の社内情報システムを活用した稟議書ワークフローにより稟議手続を順守させると共に、稟議書のデータベース化を図る。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ TOMOEGAWAグループのリスクを体系的に管理するための規程（リスク管理マニュアル）を定め、当社の経営戦略本部長を統括責任者とし、当社のコンプライアンスグループを統括部署として、リスクのカテゴリーごとの責任部署の責任において、リスク管理を実施する。
 - ・ 当社は、地震や火事などの緊急事態が発生した場合は、緊急時対応マニュアルに基づいて対応する。当社は、関係者が即座に必要な措置を取ることができるように、なすべきことを定め、関係者全員に周知する。
 - ・ 当社の監査等委員会室が、当社のリスク管理マニュアルの定めに基づいて、リスク管理プログラムの監査を実施する。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社は、業務執行権限を執行役員に委譲することにより、取締役会による経営の迅速化、監督機能の強化を図る。
 - ・ 当社の代表取締役社長は、当社及びTOMOEGAWAグループ各社の重要な経営課題につき担当執行役員及び関係責任者から成る経営会議に諮問する。
 - ・ 当社は、TOMOEGAWAグループの長期事業目標を達成するために、中期経営計画及び期毎の社長方針を当社の全役員及び従業員に理解させ、各人の具体的な業務計画に反映させる。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社は、TOMOEGAWAグループ各社相互間の緊密化を図るため、グループ会社管理規程を定める。
 - ・ 当社の事業部と子会社を連結してひとつの事業体とし、当社の事業部長が当該連結事業の業務管理責任を負い、連結事業部の専属でない機能別子会社は、当社の本部長が業務管理責任を負うことを原則とする。製販を分離し、製造部門が利益責任、販売部門が売上責任を負うことを明確化し、各々の傘下に機能別子会社を連結させる体制を採用する。
 - ・ 子会社の役員は、当該連結事業に係る責任又は当該業務管理責任を負う当社の事業部長又は本部長を含む関係責任者に対して、定期的の子会社の業務執行状況を報告するとともに、当社又は子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事項が発生した場合には、当該関係責任

者に対し、直ちにこれを報告する。

- ・子会社の重要業務案件は、当社の決裁規程の定めに従って決裁される。
 - ・コンプライアンスプログラム及びリスク管理は、子会社も対象に含まれる。当社は、コンプライアンス及びリスクのカテゴリーごとの責任部署を定め、TOMOEGAWAグループのコンプライアンス及びリスクの統括管理を義務付ける。当該連結事業に係る責任又は業務管理責任を負う当社の事業部長又は本部長は、コンプライアンス及びリスクのカテゴリーごとの責任部署と協議のうえ、TOMOEGAWAグループ各社の規模や業態別に、必要に応じて適正数の監査役やコンプライアンス及びリスクの推進担当者を配置するよう、TOMOEGAWAグループ各社の代表者に対して勧告する。TOMOEGAWAグループ各社の代表者は、当社及びTOMOEGAWAグループ各社に重大な損害を及ぼすおそれのある事象が発生した場合には、当該コンプライアンス及びリスクのカテゴリーごとの責任部署（責任部署が不明であれば当社の経営戦略本部長）に対して、直ちにこれを報告する組織体制を自社内に整備する。
 - ・当社は、子会社と共通の有効な情報伝達システムを構築する。
 - ・当社の監査等委員会室は、当社の監査等委員である取締役と関係し、子会社業務の監査を行う。
6. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- ・当社は、監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会室を設置し、原則として複数名の監査等委員会補助スタッフを配置する。
 - ・当社の取締役会は、当社の監査等委員から監査等委員会補助スタッフの増員等の要請があった場合は、監査等委員会の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、要請に応じた増員等の措置を講じる。
7. 当社の監査等委員会補助スタッフの当社の監査等委員である取締役以外の取締役からの独立性に関する体制
- ・当社の監査等委員会補助スタッフの人事異動・人事評価・懲戒処分を行うにあたっては、当社の監査等委員会の同意を要する。

8. 当社の各監査等委員である取締役の当社の監査等委員会補助スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 当社の監査等委員会補助スタッフへの指揮命令権は、当社の各監査等委員である取締役及び当社の代表取締役社長の双方に属する。それぞれによる指揮命令が相互に矛盾する場合、当社の各監査等委員である取締役による指揮命令が優先される。
9. 当社の取締役及び使用人、当社の子会社の役員及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
- ・ 当社の監査等委員である取締役は、当社の取締役会に自ら出席して当社の取締役及び執行役員から業務執行状況その他重要事項の報告を受ける他、当社の重要な意思決定に関わる経営会議等の会議及び当社の子会社の重要な意思決定に関わる当社の子会社の取締役会等に当社の監査等委員会補助スタッフを出席させ、当該監査等委員会補助スタッフから当該会議の内容の報告を受ける。
 - ・ 当社の取締役及び執行役員は、当社及びTOMOEGAWAグループ各社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実等を発見したときは、直ちに当社の代表取締役社長及び当社の監査等委員会又は監査等委員である取締役全員に報告する。
 - ・ 当社の監査等委員である取締役は、TOMOEGAWAグループ全社の役員及び従業員に対しいつでも業務執行状況その他重要事項につき報告を求めることができる。
 - ・ 当社の取締役は、法令の定めに基づく報告事項に加え当社の監査等委員会に報告すべき事項を監査等委員である取締役との協議の上決定する。
 - ・ 当社の監査等委員会室は、内部監査の実施状況を監査等委員会に報告しなければならない。
 - ・ TOMOEGAWAグループに所属する全社の従業員が利用できる内部通報システムの通報先及び相談先の一つとして、当社の監査等委員である取締役を指定する。
 - ・ 当該内部通報システムのすべての情報は、当社の経営戦略本部長に連絡されて一元的に管理され、経営戦略本部長が当社の監査等委員会に対応を含めた状況報告を行い、さらに当社の監査等委員会は当社の取締役会に対して審議内容を報告する。

10. 当社の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・ 当社の定めるTOMOEGAWAグループコンプライアンス行動指針において、コンプライアンス相談・連絡を行った者の身分が保障されるとともに、不利益な取扱いを受けないことを明記する。
11. 当社の監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・ 当社の監査等委員である取締役の職務執行費用の予算は、監査等委員会が決定する。
 - ・ 当社の監査等委員である取締役が緊急又は臨時に支出した費用は、事後、当社に償還を請求できる。当該請求については、当該請求にかかる費用が当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、当社はすみやかに当該費用を処理する。
12. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 当社の監査等委員会は、当社の監査等委員会室及び当社の会計監査人に監査計画の提出を求め、また当社の監査等委員会室及び当社の会計監査人とそれぞれ定期的に意見を交換する。
 - ・ 当社の監査等委員である取締役が必要と認めたときは、弁護士、公認会計士等の外部専門家を任用することができる。
 - ・ 当社の監査等委員である取締役は、TOMOEGAWAグループ各社の監査役との連絡会を開催し、監査業務についての意見交換を行う。
 - ・ 当社の取締役は、当社の監査等委員である取締役の意見を尊重して監査等委員会の監査の環境整備に努める。

<内部統制システムの運用状況の概要>

当事業年度における主な取組みは次のとおりです。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ コンプライアンス意識の醸成のため、当事業年度、コンプライアンス研修及び下請法研修を継続しています。

- ・英語及び中国語にも対応させた内部通報窓口のインターネット版を活用し、1人1人の声を吸い上げて誠実に対応しています。
 - ・内部通報システムの周知を目的に国内の当社グループ会社を対象に体験通報を継続しています。
2. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社グループの損失に結びつく特に対策が必要なリスクを影響度と頻度により特定し、年度末に状況モニタリングを実施し、改善活動を継続しています。
 3. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は取締役会を月1回以上開催しており、当事業年度は14回開催しました。
 - ・取締役及び部門長等により構成する経営会議を月2回開催し、取締役会審議事項の事前審議及びその他重要事項についての審議・決定を行い、意思決定の迅速化と業務運営の効率化をはかっています。
 - ・当社は、当社グループ会社の管理運営体制を統括する部署を設置し、当社グループ会社の経営の効率性確保に努めています。
 - ・当社は、連結ベースでの経営計画を策定し、経営目標を当社グループで共有し、連結ベースでの経営を推進しています。
 4. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・企業集団における業務の適正を確保するための体制として、グループ会社管理規程を定め、グループ会社の管理は経営戦略本部が行うこととしています。
 - ・監査等委員会室の監査を定期的を受審し、業務の適正を確保しています。

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位: 百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
当連結会計年度期首残高	2,894	3,767	2,721	△413		8,969
会計方針の変更による 累積的影響額			△0			△0
誤謬の訂正による 累積的影響額			205	△6		198
会計方針の変更及び誤謬の訂正を 反映した当連結会計年度期首残高	2,894	3,767	2,926	△420		9,167
当連結会計年度変動額						
資本剰余金から利益剰余金への振替		△838	838			—
剰余金の配当		△255				△255
親会社株主に帰属する 当期純利益			510			510
自己株式の取得				△0		△0
連結子会社株式の追加取得による 持分増		74				74
持分法適用会社の保有する 親会社株式の変動		△56		132		75
連結子会社の保有する 親会社株式の変動				△158		△158
株主資本以外の項目(純額) の変動額						
当連結会計年度変動額合計	—	△1,076	1,349	△25		246
当連結会計年度末残高	2,894	2,690	4,275	△446		9,414

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	260	△165	624	718	1,774	11,462
会計方針の変更による 累積的影響額						△0
誤謬の訂正による 累積的影響額	20			20		218
会計方針の変更及び誤謬の訂正を 反映した当連結会計年度期首残高	280	△165	624	739	1,774	11,681
当連結会計年度変動額						
資本剰余金から利益剰余金への振替						—
剰余金の配当						△255
親会社株主に帰属する 当期純利益						510
自己株式の取得						△0
連結子会社株式の追加取得による 持分増						74
持分法適用会社の保有する 親会社株式の変動						75
連結子会社の保有する 親会社株式の変動						△158
株主資本以外の項目(純額) の変動額	△202	△215	△632	△1,049	1,526	476
当連結会計年度変動額合計	△202	△215	△632	△1,049	1,526	723
当連結会計年度末残高	78	△380	△7	△310	3,300	12,404

(注)記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

連結子会社の名称

15社

TOMOEGAWA(U. S. A.)INC.、TOMOEGAWA EUROPE B. V.、TOMOEGAWA HONG KONG CO., LTD.、巴川(広州)国際貿易有限公司、(株)巴川ホールディングス惠州、巴川影像科技(惠州)有限公司、日彩控股有限公司、日彩影像科技(九江)有限公司、TOMOEGAWA AURA INDIA PVT. LTD.、巴川物流サービス(株)、新巴川加工(株)、三和紙工(株)、日本理化製紙(株)、昌栄印刷(株)、日本カード(株)

連結の範囲の変更

当連結会計年度から昌栄印刷(株)及び日本カード(株)を連結の範囲に含めております。持分法適用の関連会社でありました昌栄印刷(株)は、株式の追加取得に伴い議決権の所有割合が増加したことにより、当連結会計年度末より連結子会社となりました。また、持分法非適用の関連会社であった同社の子会社である日本カード(株)も当連結会計年度末より連結子会社といたしました。

(2) 非連結子会社の名称

連結の範囲から除いた理由

巴川コリア(株)、台湾巴川股份有限公司等

非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数

持分法を適用した関連会社の名称

1社

(株)トッパンTOMOEGAWAオプティカルフィルム

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

持分法を適用しない関連会社の名称

持分法を適用していない理由

巴川コリア(株)、台湾巴川股份有限公司等

A Tエレクトロード(株)等

持分法を適用していない非連結子会社または関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
巴川(広州)国際貿易有限公司	12月31日 ※
巴川影像科技(惠州)有限公司	12月31日 ※
日彩影像科技(九江)有限公司	12月31日 ※

※連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの・・・決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

② デリバティブ・・・時価法

③ たな卸資産・・・主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社においては、建物及び構築物については定額法、機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。また、連結子会社においては、主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～47年

機械装置及び運搬具 4～14年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、一部の在外連結子会社については、(会計方針の変更に関する注記)に記載のとおり、当連結会計年度より国際財務報告基準第16号「リース」(以下「IFRS第16号」という。)を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用权資産の減価償却方法は定額法によっております。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上することとしております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度の負担額を計上することとしております。

③役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上することとしております。

(4)その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理することとしております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

②重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、ヘッジ会計の特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

③退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による均等按分額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上することとしております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

④のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

⑤消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

⑥連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(会計方針の変更に関する注記)

(IFRS第16号「リース」の適用)

一部の在外連結子会社において、当連結会計年度より国際財務報告基準(IFRS)第16号「リース」を適用し、借手の会計処理として原則すべてのリースについて連結貸借対照表に資産及び負債を計上しております。

当該会計基準の適用にあたり、経過措置として認められている当該会計基準の適用による累積的影響額を適用開始日に認識する方法を採用しております。

なお、当該会計基準の適用が連結計算書類に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで有形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「リース資産」及び固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「リース債務」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「リース資産」は899百万円、「リース債務」は831百万円であります。

(誤謬の訂正に関する注記)

第148期(2007年3月期)の持分法適用関連会社における持分変動に係る必要な連結上の会計処理を行っていないことが判明しました。過年度の誤謬の訂正を行い、当該誤謬の訂正による累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、連結株主資本等変動計算書の期首残高は218百万円増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

売掛金	428百万円
たな卸資産	1,048百万円
建物及び構築物	3,238百万円
機械装置及び運搬具	1,057百万円
土地	3,018百万円
植林木	276百万円
投資有価証券	603百万円
計	<u>9,671百万円</u>

(2) 担保に係る債務

短期借入金	5,158百万円
1年内返済予定の長期借入金	1,772百万円
長期借入金	3,469百万円
計	<u>10,400百万円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額 40,377百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 10,389,406株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2019年5月15日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額	255百万円
②1株当たり配当額	25.00円
③基準日	2019年3月31日
④効力発生日	2019年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に銀行借入により事業活動に必要な設備投資資金及び運転資金を調達し、預金等の安全性の高い金融資産により一時的な余資を運用しています。また、デリバティブについては金利・為替の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、信用限度規定に沿ってリスクの低減を図っております。投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、四半期ごとに時価を把握しリスク管理しております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。一部の長期借入金の金利変動リスクは、金利スワップ取引を行い支払利息の固定化を実施しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	3,457	3,457	—
(2) 受取手形及び売掛金	7,529	7,529	—
(3) 投資有価証券（その他有価証券）	1,417	1,417	—
(4) 支払手形及び買掛金	(5,407)	(5,407)	—
(5) 短期借入金	(8,107)	(8,107)	—
(6) 1年内返済予定の長期借入金	(3,256)	(3,256)	—
(7) 長期借入金	(6,553)	(6,654)	△101

(*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券(その他有価証券)

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、並びに(6) 1年内返済予定の長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、一部の長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 「(3) 投資有価証券(その他有価証券)」のうち、非上場株式等(連結貸借対照表計上額1,254百万円)及び関係会社株式(連結貸借対照表計上額1,455百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	909円31銭
2. 1株当たり当期純利益	50円43銭

(企業結合に関する注記)

取得による企業結合

当社は、持分法適用関連会社である昌栄印刷株式会社(以下、「昌栄印刷」)の持分を追加取得し、同社及びその子会社1社を連結子会社といたしました。概要は以下のとおりであります。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：昌栄印刷株式会社

事業の内容：有価証券・カード・帳票・磁気記録関連製品等の製造・加工・販売及び情報処理関連事業

(2) 企業結合を行った主な理由

昌栄印刷は、高度な特殊印刷技術と情報加工技術を有し、有価証券印刷やICカード等の製造・加工・販売を営む会社であり、当該会社を連結子会社化することにより、経済環境の変化に対応する基盤強化及び競争力強化、既存事業のシナジー効果の発揮を図るとともに、当該会社が保有する印刷加工及び情報加工技術による、新製品開発の機能拡充を目的としております。

(3) 企業結合日 2020年3月30日

(4) 企業結合の法的形式 現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称 変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率 14.79%

企業結合日に追加取得した議決権比率 25.22%

取得後の議決権比率 40.01%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とした株式取得により、昌栄印刷の議決権を40.01%保有し、かつ、同社の意思決定機関を支配していることが明確であるためです。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

被取得企業は持分法適用関連会社であったため、2019年4月1日から2020年3月31日までの業績にかかる持分法による損益は「持分法による投資利益」として計上しております。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合直前に保有していた株式の企業結合日における時価	163百万円
取得の対価 現金	157百万円
取得原価	321百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

5. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差損 139百万円

6. 負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 負ののれん発生益の金額 1,097百万円

(2) 発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額を負ののれん発生益として計上しております。

7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	2,556百万円
固定資産	5,556百万円
<hr/>	
資産合計	8,112百万円
<hr/>	
流動負債	2,809百万円
固定負債	1,607百万円
<hr/>	
負債合計	4,417百万円

(注) 固定資産の金額には、被取得企業が保有する当社株式及び連結子会社である日本理化製紙株式会社の株式が含まれております。

8. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	5,022百万円
営業利益	292百万円

(概算額の算定方法)

企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本 余 金									
	資 本 余 金				利 益 余 金					
	資 本 金	資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計	
	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金							
当 期 首 残 高	2,894	3,569	—	3,569	497	606	3,146	△5,090	△838	
当 期 変 動 額										
資本準備金からその他資本剰余金への振替		△1,400	1,400	—						
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替			△838	△838				838	838	
剰余金の配当			△255	△255						
利益準備金から繰越利益剰余金への振替					△497			497	—	
固定資産圧縮積立金の取崩						△53		53	—	
当期純損失								△444	△444	
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	△1,400	305	△1,094	△497	△53	—	945	394	
当 期 末 残 高	2,894	2,169	305	2,475	—	553	3,146	△4,145	△444	

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計			
当 期 首 残 高	△288	5,337	232	232	5,570		
当 期 変 動 額							
資本準備金からその他資本剰余金への振替					—		
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替					—		
剰余金の配当		△255			△255		
利益準備金から繰越利益剰余金への振替					—		
固定資産圧縮積立金の取崩					—		
当期純損失		△444			△444		
自己株式の取得	△0	△0			△0		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△178	△178	△178		
当期変動額合計	△0	△700	△178	△178	△878		
当 期 末 残 高	△288	4,637	53	53	4,691		

(注)記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式・・・移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの・・・事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの・・・移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ・・・時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産・・・主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物、構築物については定額法、機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～47年

構築物 10～45年

機械装置及び車両運搬具 4～14年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上することとしております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による均等按分額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上することとしております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、ヘッジ会計の特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	2,816百万円
構築物	139百万円
機械及び装置	1,055百万円
土地	801百万円
植林木	276百万円
投資有価証券	603百万円
計	<u>5,692百万円</u>

(2) 担保に係る債務

短期借入金	3,500百万円
1年内返済予定の長期借入金	1,437百万円
長期借入金	<u>2,899百万円</u>
計	<u>7,836百万円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額 30,171百万円

3. 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務等に対し、保証を行っております。

TOMOEGAWA (U. S. A.) INC.	1,194百万円
TOMOEGAWA EUROPE B. V.	221百万円
TOMOEGAWA HONG KONG CO., LTD.	91百万円
巴川影像科技(惠州)有限公司	108百万円
日彩影像科技(九江)有限公司	215百万円
TOMOEGAWA AURA INDIA PVT. LTD.	26百万円
巴川物流サービス㈱	40百万円
三和紙工㈱	421百万円
日本理化製紙㈱	217百万円
計	<u>2,539百万円</u>

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,496百万円
短期金銭債務	2,423百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 5,499百万円

仕入高 5,316百万円

営業取引以外の取引による取引高 1,221百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 168千株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失 325百万円

賞与引当金 60百万円

退職給付引当金 595百万円

退職給付信託費用 554百万円

役員退職慰労引当金 66百万円

長期未払金 28百万円

有価証券評価損否認額 787百万円

繰越欠損金 951百万円

その他 107百万円

繰延税金資産小計 3,478百万円

評価性引当額 △3,164百万円

繰延税金資産合計 314百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △20百万円

固定資産圧縮積立金 △241百万円

繰延税金負債合計 △262百万円

繰延税金資産の純額 51百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注)6	科目	期末残高 (注)6
子会社	TOMOEGAWA (U.S.A.) INC.	所有 直接 100.0%	保証債務	保証債務(注)1	1,194	—	—
	TOMOEGAWA EUROPE B.V.	所有 直接 100.0%	当社製品の 販売	製品の販売(注)2	1,797	売掛金	534
	新 巴 川 加 工 株 式 有 限 公 司	所有 直接 100.0%	当社製品の 仕上、加工	外注加工費(注)2	2,377	未払費用	217
	三 和 紙 工 株 式 有 限 公 司	所有 直接 95.2% 間接 4.8%	保証債務 担保の受入	保証債務(注)3	421	—	—
	昌 栄 印 刷 株 式 有 限 公 司	所有 直接 29.6% 間接 10.4%	子会社株式の 購入	子会社株式の取得(注)4	328	—	—
			株式の売却	株式の売却(注)5	304	—	—
		株式売却益		287			
役員及 びその 近親者 が議決 権の過 半数を 所有し ている 会社等	鈴 与 株 式 有 限 公 司 (注)7	被所有 直接 4.8%	当社製品及び 原材料の運搬	製品及び原材料の運搬 (注)2	34	買掛金	0
						未払費用	3
	鈴 与 商 事 株 式 有 限 公 司 (注)7	—	原材料等の 仕入	原材料等の仕入(注)2	121	買掛金	39
						未払費用	10

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. TOMOEGAWA (U.S.A.) INC. の銀行借入等1,194百万円につき、債務保証を行ったものであります。なお、保証料の受取はありません。
2. 価格その他の取引条件は、独立当事業者間取引に準じた価格で決定しております。
3. ファクタリング債務につき、債務保証を行ったものであります。なお、保証料の受取はありません。
4. 子会社株式の取得に係る取引金額は、独立した第三者算定機関により算定された価格を基礎として協議の上、合理的に決定しております。
5. 株式の売却価格は、直近の売買事例等を参考にして、交渉・協議のうえ決定しております。
6. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
7. 当社取締役鈴木健一郎及びその近親者が議決権の過半数を保有している会社であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 458円99銭
2. 1株当たり当期純損失 △43円50銭